

近畿地方アライグマ防除モデル事業調査について

1. 目的

平成 17 年 6 月 1 日から特定の外来生物を適正に管理し防除を行うことで生態系等への被害を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）が施行され、特定外来生物について必要に応じて防除の計画を定め、防除を行うこととされている。

特定外来生物のうち全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているアライグマについては、地域の状況に応じて適切な手法により防除を進める必要がある。このため環境省として優先的に防除に取り組むべき地域（保護地域や希少な生物が生息する地域及びその周辺地域）について、地方公共団体、関係団体等と連携して防除事業を実施し、その成果をマニュアルとしてとりまとめて各地の防除に活用することを目的としたモデル事業を行うこととした。

近畿地方は、全国的に見てもアライグマによる生態系や農林水産業への被害が生じている状況であることから、モデル事業の一つに選定し、防除手法及び防除体制の検討を行う。

2. 事業内容

(1) 近畿地方のアライグマに係る既存情報の収集整理

滋賀県、大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、兵庫県、の 2 府 4 県におけるアライグマの生態及び生息状況に係る既存情報について、既存文献、アンケート及び有識者へのヒアリング等により情報を収集整理する。また、近畿地方に隣接する三重県及び福井県嶺南地方の既存情報についても併せて収集整理の対象とする。

(2) 目標の設定のための検討

事業対象地域における、生息状況及び被害状況を踏まえてアライグマの繁殖中心地域と分布拡大前線地域を推定し、それぞれの地域毎の防除の目標（完全排除、被害低減）を設定するために必要な情報を整理し検討する。

(3) 効果的な防除手法の検討

地域毎に、アライグマの効果的な防除手法を検討するために、これまでの研究者等による捕獲実績や専門家の知見を元に、以下の事項についてとりまとめ、モデル地域を設定し、試験的な防除を実施する。

① アライグマの生息環境に係る情報収集と解析

アライグマがどのような環境で分布を拡大していったかについて、情報を収集するとともに分布と植生の関連について検討する。

② 防除手法に係る情報収集

以下の項目等について、情報を収集・整理する。

- ・ワナ設置密度・場所・餌・設置時間・季節等
- ・ワナ形状
- ・ワナ以外の防除方法

③防除手法に係る実地検証

分布拡大前線地域及び繁殖中心地域の中から1～2地域程度を選定し、効果的な防除手法を実地に検証する(ワナ・器材の重点配備)。

④捕獲個体の処分方法の検討

防除個体の処分に係る各地域の課題整理と連携方策の検討を行った上で、上記③において捕獲された個体の適正な処分方法を検討し、処分を行う。

⑤モニタリング方法の検討

効率的なモニタリングの内容と方法について情報を収集・整理し、②において実地に検証する。

(4)防除マニュアルの作成

上記の検討及び実地検証などで得られた情報をもとに、最終年度には、その成果を防除マニュアルとして取りまとめる。このマニュアルは、防除手法の情報その他、地方公共団体や関係団体が、各地の防除を行うに当たって防除計画を作成する場合に参考となる指針等を盛り込み、防除モデル事業後活用できるようにする。

3. 検討会の設置

上記2. の検討・実施に当たっては、学識経験者、関係団体、関係地方公共団体から成る検討会を設置し、各年度2～3回程度開催する。また、検討会での検討に必要な知見を得るため、アライグマの生態や被害対策に詳しい専門家に必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

4. スケジュール

- | | |
|----------|---|
| 平成 17 年度 | 生態的特性、生息状況及び防除手法等、既存情報の収集 |
| 平成 18 年度 | 防除手法の実地検証、捕獲個体の処分方法、モニタリング方法の検討(～平成 19 年度も継続実施) |
| 平成 19 年度 | 効果的な防除手法の検討及び防除マニュアルの策定 |